

## 物価高対応子育て応援手当

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国の子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します。

支給対象者	原則、児童手当受給者です。 引っ越しの場合やDV被害により避難している場合は、保健福祉課こども家庭係までご相談ください。
対象児童	令和7年9月30日時点の児童手当の支給対象児童(10月支給分) 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに出生した児童
支給額	対象児童1人につき2万円(1回限り)
支給方法	原則、令和7年10月支給時の児童手当受給口座か、届出書や申請書により届け出た口座に振り込みます。(支給対象者名義の口座に限ります) 口座が解約・変更などにより振込みができない場合は支給されませんので、令和8年3月末までに必ず保健福祉課こども家庭係にご連絡ください。
申請方法	原則、申請は不要です。 ただし、次に記載する方は申請が必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>令和8年2月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者</li><li>所属庁から児童手当を受給している公務員</li><li>令和8年2月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者</li></ul>

※各種申請書は、保健福祉課こども家庭係(③番窓口)で取得するか、大崎町HPからダウンロードください。